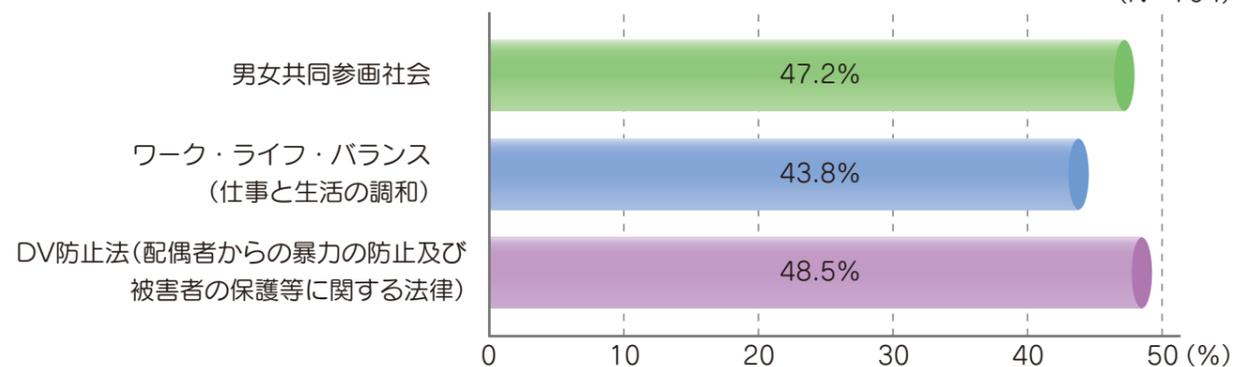


## 平成30年度市民意識調査の結果から

男女共同参画に係る次の言葉や制度について、「知っている」と回答した人の割合

(N=794)



### 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

少子高齢化の進展や生活様式の変容や多様化など、社会情勢が変化する中で、男女共同参画社会の実現は、より一層重要なものになっています。



### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは

やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

性別や年齢に関わらず、誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、地域の活力と成長力を高めることにもつながり、持続可能な地域づくりを目指す本市にとっても、大変重要なことです。

### DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)とは

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等を整備し、配偶者からの暴力の防止及び保護を図ることを目的とした法律です。

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女が、互いの尊厳を重んじて対等な関係を築くことは、男女共同参画社会を実現する上でも、とても大切なことです。



**第3次**

**伊勢崎市**

**男女共同参画計画**

令和2年度～令和6年度  
(2020年度～2024年度)



## 計画策定の趣旨

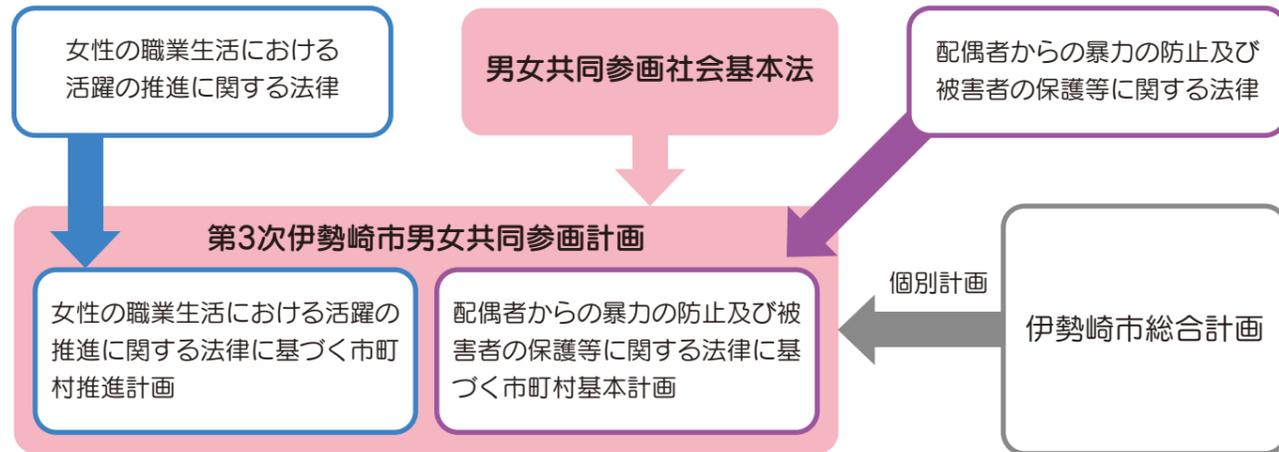
伊勢崎市が平成30年(2018年)に実施した市民意識調査では、固定的な性別による役割分担意識や、様々な分野における男女の不平等感が、依然として残っている状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展や生活様式の変容や多様化など、市民を取り巻く社会情勢が変化するなかで、女性はもとより男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要なものになっています。

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を計画的かつ総合的に推進するために、「第3次伊勢崎市男女共同参画計画」を策定しました。



## 計画の位置づけ



## 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 計画の基本理念

伊勢崎市は、

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を目指します。

## 計画の体系

計画の基本理念を達成するため、3つの基本目標を設定し、次のような体系により施策を展開します。

